

政令第四十七号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十五号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第一条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百二十三号を第三百三十二号とし、第一百八号から第二百二十二号までを九号ずつ繰り下げ、第百十七号を第百二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十六 ニ―メトキシ―N―（ニ―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアセトアミド
及びその塩類

第一条中第百十六号を第百二十四号とし、第百九号から第百十五号までを八号ずつ繰り下げ、第百八号

を第百十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十六 メチルⅡⅡ―「Ⅰ―(Ⅳ―フルオロベンジル)―ⅠH―インダゾール―Ⅲ―カルボキサミド」

―Ⅲ―メチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百七号を第百十四号とし、第七十八号から第百六号までを七号ずつ繰り下げ、第七十七号を第八十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十三 N―(Ⅳ―フルオロフェニル)―N―(Ⅱ―フェネチルペリジン―Ⅳ―イル)ブタンアミド

及びその塩類

八十四 N―(Ⅱ―フルオロフェニル)―N―(Ⅱ―フェネチルペリジン―Ⅳ―イル)プロパンアミ

ド及びその塩類

第一条中第七十六号を第八十一号とし、第七十三号から第七十五号までを五号ずつ繰り下げ、第七十二号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十七 N―(Ⅰ―フェネチルペリジン―Ⅳ―イル)―N―フェニルシクロプロパンカルボキサミド

及びその塩類

第一条中第七十一号を第七十五号とし、第二十五号から第七十号までを四号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 一—(四—シアノブチル)—N—(二—フェニルプロパン—ニ—イル)—H—インダゾール
—三—カルボキサミド及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十六号とし、第十一号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 二—エチルアミノ—一—(三・四—メチレンジオキシフェニル)ペンタン—一—オン及びその塩類

第一条中第九号を第十一号とし、第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 N—(一—アミノ—三・三—ジメチル)—一—オキソブタン—ニ—イル)—一—(シクロヘキシルメチル)—一—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類

四 N—(一—アミノ—三・三—ジメチル)—一—オキソブタン—ニ—イル)—一—(四—フルオロベン

ジル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第四条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 メチル||二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十二 二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボン酸及びその塩類

(麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正)

第二条 麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 メチル||二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十二 二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボン酸及びそ

の塩類

附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。